

○新幹線鉄道騒音に係る環境基準の規定に基づく地域類型をあてはめる地域の指定

昭和五十二年三月八日
山口県告示第百八十九号

環境基本法(平成五年法律第九十一号)第十六条第二項の規定に基づき、新幹線鉄道騒音に係る環境基準(昭和五十年環境庁告示第四十六号)第一に規定する地域の類型をあてはめる地域を次のとおり定める。

地域の類型	該当地域
I	新幹線鉄道の軌道中心線から両側それぞれ三百メートル(延長百メートル以上の橋りょうに係る部分については、四百メートル)以内の地域(以下「対象地域」という。)のうち、別図の淡緑色で着色した部分の地域
II	対象地域のうち、別図の桃色で着色した部分の地域
備考	別図は、省略し、その図面を山口県環境生活部環境政策課、関係保健所、関係市役所及び関係町役場に備え置いて一般の縦覧に供する。

改正文(平成八年告示第二七〇号)抄

平成八年四月一日から施行する。

改正文(平成一〇年告示第三一五号)抄

平成十年五月一日から施行する。

改正文(平成一三年告示第二七五号)抄

平成十三年四月一日から施行する。